

建築確認申請等の手数料（主なもの）

令和8年4月1日から申請に係る手数料を改正します。4月1日以降に申請される場合はご注意ください。

新（令和8年4月1日以降）

床面積の合計	~30m ² 以内	30m ² 超~100m ² 以内	100m ² 超~200m ² 以内	200m ² 超~300m ² 以内	300m ² 超~500m ² 以内	500m ² 超~
確認	14,900 (11,100)	29,200 (19,100)	40,200 (25,300)	53,200	76,300	134,200
中間検査	19,900 (13,600)	28,000 (17,900)	39,500 (24,000)	54,700	56,700	62,100
完了検査	19,300 (13,600)	28,000 (18,500)	40,700 (25,400)	55,200	60,900	74,900
完了検査（中間検査を受けた場合）	18,300 (12,600)	27,000 (17,500)	38,700 (23,400)	53,200	58,900	71,900

旧（令和8年3月31日まで）

床面積の合計	~30m ² 以内	30m ² 超~100m ² 以内	100m ² 超~200m ² 以内	200m ² 超~500m ² 以内	500m ² 超~
確認	11,000	18,000	27,000	38,000	68,000
中間検査	14,000	16,000	22,000	30,000	50,000
完了検査	15,000	19,000	24,000	33,000	55,000
完了検査（中間検査を受けた場合）	14,000	18,000	22,000	31,000	52,000

※1： 計画変更は、①既計画部分の変更のみの場合は、既計画部分の変更に係る床面積の 1/2

②増築のみの場合は、増築部分の床面積

③既計画部分の変更と増築がある場合は、①と②の合計面積

※2： 移転、大規模の修繕、大規模の模様替は対象床面積の 1/2

※3： 中間検査は、特定行政庁が特定工程(建物の用途、規模等)を指定したものに適用され、床面積については中間検査部分の床面積の合計となる。(建方工事等に関する中間検査については、基礎の中間検査に係る面積を除く)

※4： 「完了検査(中間検査を受けた場合)」の欄の適用は、建築基準法第7条の3第4項の検査又は第 18 条第 29 項の検査を受けた場合に限る。(→指定確認検査機関による中間検査を受けた場合は適用できない)

※5： 下段かつこ書きの金額は、建築基準法第6条の4第1項に規定する審査の特例を適用するもの及び第7条の5に規定する検査の特例を適用するもの。(1つの申請の中に特例が適用される建築物とされない建築物がある場合、特例の適用がないものとして手数料を算定する。)

※6： 建築物省エネ法(仕様基準により確認申請内で審査するもの)の確認申請手数料の加算について(別紙参照)

省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物1棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料(又は計画変更手数料)に上乗せして申請

※7： 建築物省エネ法の完了検査手数料の加算について(別紙参照)

建築物省エネ法の適合義務の対象となる建築物1戸・棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請(3号特例の対象となる建築物又は建設住宅性能評価を行う場合を除く。)

●建築物省エネ法(仕様基準により確認申請内で審査するもの)の確認申請手数料一覧 令和8年4月1日 施行

申請の区分		評価方法	手数料の額(単位:円)		申請 単位
			確認申請	計画変更	
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		仕様基準	14,000	7,000	戸
			14,000	7,000	件
			25,500	12,700	
			35,400	17,700	
			48,000	24,000	

※ 省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物1棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料(又は計画変更手数料)に上乗せして申請してください。

※ 複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

●建築物省エネ法の完了検査手数料一覧

令和8年4月1日 施行

申請の区分		手数料の額(単位:円)		申請 単位
一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		4,000		戸※1
一戸建ての住宅以外の住宅 (右欄の額を合算 ※2)	住戸部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1	4,000	棟 ※1
		2以上～5以下	4,800	
		6以上～10以下	11,000	
		11以上～	15,600	
	共用部分の床面積の合計 ※3 (区分単位:m ²)	～30以内	2,100	
		30超～100以内	2,800	
		100超～200以内	4,000	
		200超～	6,000	
	非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	～30以内	2,100	
		30超～100以内	2,800	
		100超～200以内	4,000	
		200超～	6,000	
	工場等の用途に供する部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	～30以内	360	棟 ※1
		30超～100以内	510	
		100超～200以内	1,100	
		200超～	1,400	
住宅以外の建築物 ※2	非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	～30以内	2,100	棟 ※1
		30超～100以内	2,800	
		100超～200以内	4,000	
		200超～	6,000	
	工場等の用途に供する部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	～30以内	360	
		30超～100以内	510	
		100超～200以内	1,100	
		200超～	1,400	

※1 建築物省エネ法の適合義務の対象となる建築物1戸・棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請してください。(新3号特例の対象となる建築物又は建設住宅性能評価の検査報告書を提出する場合を除く。)

※2 各区分のうち該当部分がない場合(0m²)は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※3 共同住宅の共用部分を評価しない場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。